

令和3年度 第20回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和4年3月17日(木) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 和田山ジュピタホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員
10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員
13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 10人
- 6 現地調査委員
農業委員 大田垣 強委員 原田 昌二委員
推進委員 吉田 和之委員 池本 晃市委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第95号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第96号 非農地証明申請について
日程第3 議案第97号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第98号 下限面積(別段面積)の設定について
日程第5 議案第99号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
日程第6 議案第100号 朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準の一部改正について
日程第7 議案第101号 朝来市農業委員会総会会議規則の一部改正について
日程第8 議案第102号 農地法に違反する転用行為等に関する事務処理要領の一部改正について
- 8 事務局職員
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員 主事 西谷 和徳

10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第20回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。既に送付をさせていただいております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思っております。

会長、よろしくお願ひいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員人数を事務局、報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名でございます。以上です。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、定足数に達しておりますので、第20回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、12番の原田昌二委員と14番の私に議事録署名人をお願いすることになっております。よろしくお願ひします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第95号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位191番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第95号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、受付順位第191番の説明をさせていただきます。添付の航空写真、受付順位191番の写真をご覧ください。

申請地は国道420号を青垣方面へ進み、市境手前の三差路を黒川ダム方面へ2キロほど進んだところに存する、黒川温泉手前、約100メートルのところにある農地となっております。

本申請は、本年2月17日の第19回朝来市農業委員会総会、議案第91号、受付番号189番

で、別段面積の指定についての審議、承認をいただいた案件と同一のものとなっております。

譲受人の神戸市在住の●●氏が、申請地西側●●番地にある空き家を購入され、それに付随する農地として、京田辺市在住の譲渡人所有の農地101平方メートルを有償で譲り受けるものとなっております。●●氏が当該空き家を取得した目的は、ここを拠点として狩猟を行われるもので、今回申請の農地取得については、その合間に家庭菜園を営みたいということでした。

それでは、申請案件審査資料をご覧ください。受付順位第191番の項に記載されているとおり、全ての項目で条件を満たしていることから、本申請は許可相当と思料いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位192番及び193番、2件の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。192番、193番、続けてご説明を申し上げます。航空写真をご覧くださいと思います。192番、この申請場所につきましては、右岸道路、和田山中学校の交差点から東河方面に約1.5キロ進んでところに、弥生が丘がありまして、その突き当たりが岡田区になっております。岡田区の、岡田川沿いに真っすぐ上のほうに上がったところの、上から2軒目の空き家でございます。この空き家に付随する農地ということで、先月の空き家に付随する下限面積でご承認をいただいている案件でございます。譲渡人の●●さん、ご夫妻でございまして、この家は約15年から20年空き家になっております。しかしながら、空き家に付随する農地につきましては、ほぼ毎月帰省されて草刈り等ずっと管理されています。この際、お子さんも東京のほうに居住されており、もう帰ってこないというようなこともありまして、空き家に付随する農地として譲りたいということで、今回、夜久野の●●様。夜久野でご主人と農業を営んでおられますが、持家も大変大きな家のように、リフォームするのに相当のお金がかかるということで、もう少し小ぢんまりとした家が欲しいというようなことで、今回、この岡田の空き家を購入されるという運びになりました。購入後につきましては、果樹、ユズ、サンショウ、柿、栗等を少しずつ栽培したいというように言っておられました。区長、農事部長の同意も得ておりますし、審査資料も問題ございませんので、今後、引き続き管理がうまくいくというように思っております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位194番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。受付順位194番の説明をいたします。申請地は和田山インターから南向きに走っていただきますと、加都北交差点という交差点があります。そこから南向きに100メートルあたりのところが今回の申請地となっております。

今回の申請においては、●●さんが高齢で管理がもうできないということで、●●さんに相談された結果、売買が成立したということでもあります。●●さんは、すぐ隣にあります株式会社●●を経営されておまして、この、取得された農地においては野菜を作っていきたいというように伺っております。農事部長の同意、それから区長の同意等、また、各種要件に合致していると思っておりますので、許可相当と思われまますので、慎重審議よろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位195番の提案理由の説明を、地元委員の大田垣委員にお願いします。

○大田垣委員 それでは、受付195番の説明をさせていただきます。所在地につきましては、主要地方道養父朝来線の新井駅から南に行っていただきますと、日本土地山林株式会社という会社がございます。そこから今度、反対に旧道を北に入ってください、100メートルほど行っていただきますと、今回の申請地がございます。この申請地の前に、譲受人の住宅がございます。この住宅につきましては、数年前に古民家を購入されまして、リフォームして現在に至っておりますが、その裏に農地がございます、その農地が管理されておりました。ということから、今回、農地を買取り管理しようというものでございます。この方は少し年齢若いですが、近くに両親もおられますので、共々管理したいということですので、よろしくお願申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位196番及び197番、2件の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位196番と197番は隣接地で、譲受人が同一人物のため、一緒に説明させていただきます。

受付順位196番と197番の航空写真をご覧ください。申請地は、枚田の防災センターから堤防沿いに市道を南向に行った2枚目の堤防沿いに位置します。196番は、地目、田、地

積、1,319平方メートルの案件で、197番は、地目、田、地積、1,154平方メートルの案件です。このたび、譲渡人と譲受人との有償移転で合意ができました。

申請案件資料をご覧ください。受付順位196番及び197番の譲受人、●●さんは、申請地から1.1キロメートルの市御堂にお住まいです。1号要件につきましては、自宅から近距離であり、農機具は枚田の中地に土地を所有されていて、そこにトラクターを置かれております。そして、個人であるため、2号要件、3号要件も該当いたしません。4号要件の従事日数は年100日、農業に従事されます。5号要件の下限面積は、合計約4,611平方メートルで適合いたします。6号要件は非該当で、7号要件につきましては適合しております。何ら問題なく許可相当と思います。ご審議よろしく申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位198番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、説明をさせていただきます。受付順位198番の航空写真をご覧くださいと思います。申請地は、国道9号線、夜久野ほうに向かっていただき、大垣の交差点の手前を左折していただきまして、そこから入ったところの10メートルほどの場所でございます。目標物は、写真に載っております右側の建物が、旧消防機庫の跡でございます。譲渡人の●●さんにつきましては、地元の出身でございますけれども、現在、神戸に住居を構えておられます。また、元気なときは時々地元に戻って耕作をされておりましたけれども、今、80何がしの高齢になりまして、なかなか継続的に作業ができないということでございます。ちょうどそういった話がありまして、今回、譲受人であります●●さんとの間で話ができただけということで、今回の申請となりました。

農地に関わる誓約書も提出していただいておりますし、また、申請案件資料、第3条の申請審査資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位199番の提案理由の説明を、地元委員の私のほうからいたします。

まず、199の航空写真をご覧ください。ここは山東町の粟鹿、西谷集落の写真でして、右下の森が當勝神社です。その隣には山東町の農村広場がございます。右から左下に通ります道路を行きますと、峠を越えて、与布土地区の三保集落を通過して、最終的には竹田へ抜ける道になります。その道の曲がり角から集落を少し上のほうに入ったすぐ道沿いの農

地が申請地でございます。現在は、譲受人の●●氏が畑の準備をされておりました。譲渡人の●●さんは、相続によりましてこの農地を取得されましたが、他の地区に住まれており、当該地は以前より近所の方が耕作されておりましたけれども、数年前に亡くなられて、その後、放棄地状態になっておりました。●●推進委員の働きかけによりまして、同じ集落の●●氏が引き受けることになったようで、野菜畑として耕作されるようにお聞きしております。審議資料のとおり、特に問題はないと思います。許可相当と考えるので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

ただいま、受付順位191番から199番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がありました。現地調査委員の池本委員のほうから補足説明はございますか。

○池本委員 3月3日に、大田垣委員、原田委員、吉田委員、事務局1名と現地調査を行いました。地元委員さんの説明どおりで何ら問題ないと思います。以上、よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうからご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位191番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位192番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位193番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位194番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位195番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位196番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位197番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位198番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位199番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第96号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位200番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 ご説明させていただきます。受付順位200番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町市御堂地区内の●●と●●の近くにある、地目、田、現況、宅地の案件です。平成8年頃から上記の2社が許可なく宅地造成の上、ガスの倉庫及び駐車場として使用していました。このたび、楽天モバイル基地局設置の依頼があり、農地のままであったことが判明したということです。申請案件審査資料をご覧ください。何も問題もないよう

なことです。今回のことにつきましては、農地法の許可を受けずに着手し使用していたことを深く反省され、現況と合致させるため、ここに非農地証明願を提出されています。地元地区の証明も取っておられ、何ら問題なく証明相当と思います。ご審議よろしくお願います。

○石原会長 ありがとうございます。

201番は取下げですので。

続きまして、202番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。受付順位202番の説明をいたします。航空写真をご覧ください。和田山インターから312号線を南進しまして加都交差点から南に行きますと、左手に中華料理屋がございます。中華料理屋を左折しまして、突き当たりを右折しまして、100メートルほどで今回の申請地がございます。今回の申請に当たりましては、申請人の●●さんが相続のために整理を行っていたところ、当該地が農地であるということが分かったために、非農地証明を今回申請されております。区長の証明等、始末書等添付されておりますし、各要件等合致しておりますので何ら問題ないかと思われまますので、審議のほどよろしくお願いたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位203番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 失礼いたします。それでは、説明させていただきます。受付順位の203番の航空写真をご覧いただきたいと思ひます。申請地は、国道9号線を夜久野の方面に向かって進んでもらいます。そして、JRのガードをくぐりまして、約50メートル進んだ後、右折していただき、農道を山手に向かって約150メートル進み、また、JR山陰線の線路を横断して進んで左側の奥が今回の申請地となります。周辺では、数年前から、計画的に第2次の治山事業が行われており、その中の一部の土地がまだ地目変更されていないことが分かったようでございます。それで、急遽、地目を変えたいということで申請するものでございます。所有者の●●さんにつきましては、高齢でございまして、以前は畑のほうを耕作されておられましたけれども、昭和50年頃に植林をされて現在は山林化しております。非農地になってからざっと50年近く経過しているようでございます。また、申請案件の資料に基づきまして審査いたしましたところ、何ら問題はないと思ひます。許可相当と思ひますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位200番から203番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の吉田委員のほうから補足説明はございますか。

○吉田委員 失礼します。3月3日、池本委員、原田委員、大田垣委員、私、事務局とで現地確認を行いました。地元委員さんの説明どおりでございます。何ら問題ないと思います。以上でございます。

○石原会長 それでは、非農地証明関係について、ご意見なりご質問はございませんか。ないようですので、受付順位200番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位202番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位203番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第97号、農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、西委員さんと楠委員さんが議案第97号の関係者でありますことから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。議案第97号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。それでは、8ページをご覧くださいと思います。

では、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。

まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明させていただきます。

まず、利用権を設定する農用地ですが、田が53,097平方メートル、45筆、畑が4,549平方メートル、9筆となっております。合計として、57,646平方メートル、54筆。

次に、利用権の設定を受ける戸数として7戸、利用権を設定する戸数として34戸となっております。

続いて2番、設定する利用権の概要について説明させていただきます。利用権の内容につきましては、使用貸借権が54筆、57,646平方メートルとなっております。

利用権の終期についてですが、令和5年3月31日までのものが1筆、860平方メートル、令和6年3月31日までのものが1筆、2,723平方メートル、令和7年3月31日までのものが1筆、958平方メートル、令和9年3月31日までのものが17筆、13,663平方メートル、令和10年3月31日までのものが30筆、36,573平方メートル、令和19年3月31日までのものが4筆、2,869平方メートルとなっております。

続いて、9ページ、10ページをご覧いただきたいと思います。

9ページ、10ページにつきましては、利用権の設定を受ける者及び設定する者の賃借地の所在地一覧表を記載しております。このうち9ページの上段4行をご覧いただきたいと思います。この4行につきましては、所有者からひょうご農林機構が借り受ける農地となっております。この土地につきましては、現在、夜久野高原において圃場整備が行われておりますが、その圃場整備の事業地の該当地となっております。そのため、事業完了後どなたがつくられるかにつきましては、まだ決まっておりません。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。11ページにつきましては利用権の設定を受ける者、耕作者の情報を記載しております。

続いて、12ページをご覧いただきたいと思います。12ページにつきましては利用権を設定する者、所有者の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきました。慎重審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ただいま、市のほうから説明がございました。

この件につきまして、委員の皆さんからご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第97号、農地利用集積計画の決定について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、お戻りください。

審議を続けます。日程第4「議案第98号、下限面積（別段面積）の設定について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第98号の資料の説明を、まず、事務局に求めます。

○事務局 それでは、議案第98号、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定についてご説明申し上げます。

下限面積（別段の面積）の設定については、農業委員会が農林水産省令で定める基準、下限面積の設定基準に従い、市町村の区域内の全部、または一部について、これらの面積の範囲内で下限面積、別段の面積を農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときには、その面積を下限面積として設定できることになっています。また、下限面積につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定、または修正の必要性について審議し、その結果を市のホームページ等で公表することになっております。議案書14ページの農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積について、資料1ですね。それから、18ページの下限面積、別段の面積試算表、資料2、及び19ページの朝来市の農地の状況、資料3は、農地委員会での下限面積の設定または修正の必要性について検討した資料を掲載しております。後ほどご覧ください。

令和4年度の下限面積、別段の面積の設定について、議案提案しております1の、農地法施行規則第17条第1項の規定についてですが、第3号では、農業委員会が定めようとする下限面積、別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作しているものの数が、おおむね40%を下らないように算定されることになっております。朝来市においては、設定区域を朝来市全域と定めております。設定面積、別段の面積は、令和3年10月現在の農地台帳を基に作成した18ページの下限面積、別段の面積試算表、資料2のとおり、下限面積、別段の面積の設定基準を満たす経営耕地面積は30アールといたします。また、朝来市の1世帯当たりの耕作面積は30.7アールになっております。

次に、2の農地法施行規則第17条第2項の適用ですが、こちらの条項は、設定区域内に遊休農地が相当程度存在し、地域の農地の効率的な利用に支障を来す場合は、別段の下限面積を設定できるということになっております。こちらにつきましては、平成30年1月から、その設定面積を、朝来市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限定して

下限面積を1平方メートルに設定しております。空き家を取得した者が付随する農地の取得が可能となれば、遊休農地の解消、あるいは新規農業者としてのきっかけにもなり得ることが考えられますので、朝来市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限り1平方メートルを下限面積とします。令和2年2月に、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準で、1平方メートルの設定は30アールの設定に優先して適用するものとし、権利を取得した農地は、遊休農地化しないよう耕作していくことを要件としております。対象農地の範囲は、朝来市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を前提に、投機目的の取得の発生を抑制することとしています。また、空き家と農地の所有者は原則同一であること。所有者及び管理者が、申請時に耕作可能な状態にできることで、農地法3条の許可要件を満たすこととなります。通常の3条の申請書以外に必要な書類といたしまして、朝来市空き家バンクに登録されていることの確認書と取得後、5年以上耕作する旨の誓約書を求めるようにしております。農地法施行規則第17条第1項で適用する下限面積は30アールで、農地法施行規則第17条第2項については、朝来市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の下限面積を1平方メートルとし、農地取得の体制を整備することといたします。以上、提案理由の説明といたします。

○石原会長 本件につきましては、農地委員会での検討をお願いしておりました。農地委員の皆さん、それぞれご検討ありがとうございました。

検討の結果について、農地委員会のほうから報告をお願いしたいと思います。

○西委員 失礼します。先月開催されました総会で、下限面積、別段の面積の設定、または修正の必要性について、農地委員会で検討することということでご承認をいただいております。そこで、先月の総会終了後、農地委員会を開催し、下限面積、別段の面積についてご審議いただきました。農地委員会では、事務局からの説明を受け、農地法3条の許可要件や、同規則、下限面積試算表、朝来市の農家数、経営耕地面積、また、新規就農促進の観点から、その内容等を慎重に審議してまいりました。その結果としまして、地域に限定した設定区域を朝来市全域とし、設定面積は30アール、空き家に付随する農地に限定した設定区域は、空き家に付随する農地1筆ごとですが、設定面積は1平方メートルとし、令和4年度の下限面積、別段の面積は、現行のとおりとすることで提案をさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございました。

ご説明のとおり、検討の結果、従来どおり、変更は行わない、現行どおりとするという

ような内容になっております。

皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

毎年、この時期に検討結果の報告を受け決めさせていただいてます。特にないようですので、採決を行いたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は決定といたします。

続きまして、日程第5「議案第99号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 これにつきましては、農政委員会のほうで検討をいただきました。農政委員の皆さん、本当にありがとうございます。

それでは、議案第99号の提案理由の説明を農政委員会に求めます。よろしく申し上げます。

○米田（利）委員 失礼します。農政委員会では、最適化の推進活動ができていないということで、いろいろと様式も変わっているようですが、新しく変わりましたことに従っていくということで、まだ中身についてはそう触れておりませんが、いわゆる最適化推進によりまして、遊休農地等を減らしていこうということで活動するわけですが、どの、他の地区におきましても、なかなか活動が十分にできない、分かりにくいということで、様式についてもそういう問題もありますので、今後、4月1日からまた変わるようでございますけれども、全体の中で動きが変わってくるということで認識をしております。以上でございます。

○石原会長 この件につきましては、5年に一回ぐらいの割合で指針を国のほうから求められて、平成30年の3月に策定されておりました。ここにあげております解消目標の数字的なものもありますけれども、このような形で、ちょうど中間の時期をちょっと過ぎておりますので、農政委員会のほうで中間の時期に検討していただき、これを修正していただいた結果でございます。

この件につきまして、皆さん方、何かご質問ございますか。新任の方はまだ分からないか分かりませんが、これ、最初に皆さん全員にお配りした資料の中に入っており、

朝来市農業委員会としての目標ということです。我々も実際のところ、例えば新規参入の推進目標は、この中に入っていますけれども、本当に農業委員会として、この目標を達成できるのかと言いながら、策定した結果ですので、本当は、先ほど言いました、新しく今度、農水省は変えていこうという方向ですので、あまり大きくはこのことには、まあ、しかたないなという感覚でやってきた結果です。

米田委員。

○米田（利）委員 失礼します。最初から決まりまして、最適化の推進が非常に中身が、活動としてはうまくいかないという、その目標値の中で、特に問題がありますのが、通常、国のほうが、10年計画ですかね、その計画の中で80%農地集積しなさいと。ところが但馬の中で、中山間地ではほとんどこれは該当しない、やりにくい、小さい面積の土地を集積しましても、その中にそれ相当の収益が上がっていくのか。それから、いい農地、悪い農地ということがございまして、その辺が選定の非常に難しい。一方では、環境問題で農地は小さかろうが大きかろうと全て守っていきなさいというようなことが出ておりますし、非常に矛盾したところがあるのではないかと、個人的に感じております。

それと、もう一つは、農林振興課、いわゆる朝来市が計画しておりますそういう目標というものがあまして、それが農業委員会とは大きく下回っていると。10年間たちましても20%行かないというような目標が上がっております。もちろん就農者の関係もそうです。そういうことで非常にずれがございしますので、幾ら高い目標をつくりましても、これはかけ離れて難しいので、朝来市がつくっておられる、そういったものに農業委員会が合わせたいこうということで今日まで来たと思っております。以上でございます。

○石原会長 先ほどから出ておりましたけれど、国が言っている集積の目標は80%を目標にします。先日、県下全体の平均の状況を農業会議で聞きましたら、66%ということでした。けれども、但馬地域などの中山間地域の多いところについては、先ほど言われましたように、そのまま適用するのは色々な問題があろうと思います。朝来市でも、ここに上がっているように、結局は、最終的な令和5年の目標、24.5の集積率にしていますけれども、これは、今度新しく、それぞれ地域で新しい目標を設定するということになると思いますので、やはり現実を考えた上での設定を今後考えていきたいと。後で、また、事務局のほうから報告がございまして、こういうものをつくらないといけないということがありますので、その中に反映させていきたいというように考えています。取りあえず、一応、本件は決定ということですので、次に移らせていただきたいと思います。

そのほか意見がございましたら。

それでは、次に行かせていただきます。

日程第6「議案第100号、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準の一部改正について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第100号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼します。それでは、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準に係る様式の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案書25ページ以降に、改め文、新旧対照表等を添付しておりますのでご覧ください。

本案は、令和2年7月7日、総務省から地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知が発出されたことに伴い、行政手続における押印等の見直しをするため、様式第1号から第7号までを改めようとするものです。様式第1号から第4号まで及び第6号については、申請者氏名欄の印を削除し、自署されない場合は記名押印してくださいと括弧書きで記載し、署名または記名押印に改めるといったものとなっています。様式第5号と第7号については、日付と文書番号の記載の順番を修正しようとするものです。取扱基準自体の内容についての変更は考えておりません。附則の施行期日については、本日の総会において承認いただいた後、令和4年4月1日から施行し、市のホームページに掲載しているものの差し替えをしたいと考えております。

以上で、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準に係る様式の一部改正についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長 ご苦労さんでした。

押印の見直しに伴ういろんなものの修正ということですので、この件につきまして何かご意見ございますか。

高本委員、どうぞ。

○高本委員 失礼します。教えていただきたいのですが、押印をなくするということは分かるのですが、新旧対照表の以降の中の申請者の印鑑は、こういう形でなくなっていくというのは分かるのですが、その他の市長であるとか、農業委員会会長のハンコというのはなくなるものですか。

○事務局 市や会長の印のところについては、こちらからそういう通知ということでお

出しするものとなっておりますので、その分について印はなくなるものとなっております。

○石原会長 そのほかございますか。

特にないようですので、議案100号につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第7、「議案第101号、朝来市農業委員会総会会議規則の一部改正について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第101号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼します。それでは、朝来市農業委員会総会会議規則の一部改正について、ご説明させていただきます。議案書38ページ以降に、改め文、新旧対照表、改正後の規則を添付しておりますのでご覧ください。

本案は、用字用語の整理等のため、第2条、第8条、第22条について改めようとするものです。第2条については、現行の規則に、総会が毎月1回開くものであるということが書かれていなかったため、現状に即して定例会と臨時会に区別し表記するよう改めるといった内容となっています。

次に、第8条については、「農業委員会等に関する法律の議事参与の制限について」を引用するものとなっております、この内容は現行規則の第18条に規定しているため、法自体の引用は不要として、第18条に改めようとするものです。

次に、第22条については、第3項中の会議録を第1項や第2項と同じように議事録と改め、また、押印廃止を進めることから、署名押印の押印を削除する形となっています。

附則の施行期日については、本日の総会において承認いただいた後、令和4年3月17日から施行したいと考えております。

以上で、朝来市農業委員会総会会議規則の一部改正についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長 この件につきまして、何かご質問なりご意見ございますか。

特に意見ないようですので、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第8「議案第102号、農地法に違反する転用行為等に関する事務処理要領の一部改正について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 議案第102号の提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。この102号の議案につきましては、農地法に違反します、いわゆる違反転用農地の是正などに関しまして、平成29年3月16日の総会におきまして、朝来市農業委員会として農地法に違反する転用行為などに関する事務処理要領ということで制定していただきましたが、これにつきまして、現在、県が定めます事務取扱要領と合致しない箇所がございますのと、例規の改正に際しまして、文言なり、字句なども訂正させていただきたいために、所要の改正の提案をさせていただいております。

50ページの新旧対照表をご覧くださいますと、例えば第2条で、(1)、現行では「市広報」へ記事掲載依頼とございますが、これを、改正後は、「市広報紙へ」と改めさせていただき、そういった文言や字句の改正をさせていただいております。

そのほか、現在、県が定めます事務取扱要領と朝来市農業委員会が定めました要領の合致しない箇所、これにつきましては、県の事務取扱要領におきましては、違反転用の発見、その後、現地調査、事情聴取、その後に是正勧告を行いまして、それに従わない違反転用事案については、県への報告ということになります。今回、これまでの要領につきましては、この是正勧告の項目がございませんでしたので、これを新たに加えて、所要の改正のほうをさせていただいております。これによりまして、県の事務取扱要領に沿いました朝来市の事務処理要領となることを目的といたしまして、このたび提案をさせていただいております。以上でございます。

○石原会長 これは、市の法制部門のチェックみたいなものは、相談はされているのでしょうか。

○事務局 この要領につきましては、基本的には農業委員会が独自に、独自措置として制定するものでございますので、若干の相談はさせていただいておりますけれども、前回の平成29年度に制定された要領を基に文言なりの改正と、県の要領と合致しない箇所の改

正をさせていただいております。以上でございます。

○石原会長 この件につきまして、皆さん方からご意見なりご質問ございますか。

特にないようですので、102号の採決を行いたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

これで議案審議は全て終了しました。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。

最後に、西職務代理者にご挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 3 時00分終了)